

平成28年5月11日

於・1002会議室（10階）

第1031回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 伝搬障害防止区域の指定状況等について	1
3. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 一般社団法人次世代放送推進フォーラムと一般社団法人デジタル放送推進協会の統合について	5
4. 閉 会	8

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように伝えてください。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

○伝搬障害防止区域の指定状況等について

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、報告事項といたしまして、伝搬障害防止区域の指定状況等につきまして、寺沢基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○寺沢基幹通信課長 はい。基幹通信課長をしております寺沢でございます。よろしくをお願いいたします。

伝搬障害防止区域の指定状況について、ご報告させていただきます。

概要につきまして、ちょっとページをめくっていただきまして、「参考2」と書いてあるところで、まず最初に、制度の概要についてご説明させていただきます。

電波伝搬障害防止制度でございますけれども、こちら「制度の目的」のところに書いてございますけれども、重要無線通信、これは電気通信業務とか放送業務用等のための通信でございますけれども、こちらの確保と財産権の行使、土地利用との調和を図りつつ、高層建築物等による重要無線通信の突然の遮断を回避することを目的とする制度でございます。

以下、もう少し詳しくご説明させていただきますと、左側を見ていただきますと、まず、その伝搬障害防止区域の指定というのが電波法に書いてございます。こちらは、今申し上げました重要無線通信の固定局、2点間の固定局の伝搬路に関しまして、幅100メートルで指定を行うというもので、下がその指定のイメージ図でございます。そういった形で伝搬障害防止区域について、まず指定を行います。

その右がこの指定された区域内でございますけれども、伝搬障害防止区域内において、高層建築物等、高さ31メートルの建築物と、あと工作物、鉄塔のようなものを建築しようとするときは、総務大臣に届出をします。その届出に関しまして、総合通信局において障害の有無を判定いたしまして、障害のおそれがあると判定された場合には、その免許人と建築主へ通知を行います。このような通知が行われた場合には、一定期間、最大2年間でございますけれども、その障害の原因となる部分、高層建築物の31メートル超の部分のうち、障害となる部分についての工事が制限されるというものでございます。その2年間の間に建築主と免許人の間で調整を行ってくださいというものでございます。

その右側が、調整の結果、求められる方策でございますけれども、例えば、上はそのルート変更、要は固定局の位置をずらすという方法が1つございますし、あとは建築主側で、その建物の変更を行うという形で、そういう形で回避を行うということを期待するものでございます。

なお、こういう形で両者間でなかなか調整が行われない場合には、総務大臣に申出があった場合には、あっせんを行うということも制度上担保されてございます。

以上が本制度の概要でございます。最初のページに戻っていただきまして、そういった今申し上げました防止区域の指定状況でございますけれども、一番上の太線で描いてございますけれども、平成27年度に、新規指定は188件、

解除件数は338件、現在の指定区域数に関しましては5,419件となっております。

以下、若干、その傾向について説明してございますけれども、26年度と比較いたしまして、昨年度に関しまして、指定件数は同数であり、解除件数は減少したものの、解除件数にしては、依然として高い水準にあると。その要因といたしましては、ここに書いてございますけれども、電気通信業務用無線通信の見直しです。これは携帯事業者が主としてなんですけれども、そのマイクロ回線、要は無線通信を光ファイバーに換えているということがございまして、そういった意味で減少傾向がございまして。

あと、2つ目のポツでございましてけれども、こちらは無線局の位置や高さについて、その精度を高めたということに伴って、変更件数が増加してございます。こちら、物理的な位置等については、別に全く変更がございませませんが、計測の精度が上がったことに伴っての変更でございまして。

参考といたしまして、ページを1つめくっていただきまして、高層建築物等の届出件数の推移でございまして。こちらを見ていただきますと、昨年度に関しましては766件の届出がございまして、そのうち障害のおそれありと判断されたものは4件でございまして。なお、3件については、まだ引き続き協議が行われているところでございまして。

以上、簡単でございましてけれども、本防止区域についての指定状況についてのご報告でございまして。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。どうぞ。

○吉田代理 1つよろしいでしょうか。

今現在、指定の件数が5,419件ということでしたけれども、これは徐々に

減っていると先ほどおっしゃったのでしたでしょうか。そこをちょっと聞き逃したかもしれませんけれども。

実は、言いたかったのは、先ほど携帯事業者等はマイクロ波の回線を光ファイバーの回線に置きかえることによって、指定がかなり解除されているとおっしゃったのですけれども、一般的に、これはコストとの兼ね合いになると思いますが、重要無線で、特に固定局から固定局の回線について、そういった光ファイバーを用いた有線系に積極的に置き換えていくことによって、この解除件数をどんどん増やしていくことを総務省としては奨励されているのかどうか。今、ある意味、光ファイバーがたくさん使われるようになってきていますので、地域にもよると思いますが、そういう環境さえよければ、積極的に有線系に置き換えることによって、伝搬障害防止のエリアがどんどん解除されていくといふなど、ちょっと思ったものですから。

○寺沢基幹通信課長 本制度に関しましては、直接は、これは単なる結果論でございますけれども、ただ、おっしゃるとおり、コストとの関係にもよると思います。あと技術的な進歩にもよると思いますけれども、ただ、全てが光に置き換わるというものでは、当然、もちろんございませんし。

○吉田代理 やはりコストとの兼ね合いになるのですね。

○寺沢基幹通信課長 兼ね合いもありますし、また、僻地とかにおいては、依然として、そういうものは残っていくかと思っておりますので、これは若干個人的な意見でございますけれども、ある程度減っていくと思いますが、やはり重要な部分というのは残りますので、そのままずっと減り続けるということは、もちろんないというふうには考えてございます。ただ、依然必要な部分というのは場面場面であるのかなと思っておりますけれども。

○吉田代理 特に市街地とか都市域においては、有線系が充実していると思いますので、非常に重要な固定無線回線であれば、むしろ積極的に、セキュリテ

ィの面からも有線に置き換えたほうがいいのかなど感じたものですから質問させていただきました。

○寺沢基幹通信課長 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

電気通信業務用が圧倒的に多いわけですが、これはある時期、あちらこちらに無線局を建てるようなことが多発して、そのときに増えて、それ以降は、どちらかというと同じ場所に新たに設備を更新するような動きが多いので、徐々に解除の方向になっている、そういうイメージなんですか。

○寺沢基幹通信課長 それで結構です。

○前田会長 そういうことですね。

ほかにありませんか。よろしいですか。

特に、ほかにご質問がないようですので、この報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局関係）

○一般社団法人次世代放送推進フォーラムと一般社団法人デジタル放送推進協会の統合について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

それでは、報告事項といたしまして、一般社団法人次世代放送推進フォーラ

ムと一般社団法人デジタル放送推進協会の統合につきまして、鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課の鈴木でございます。今年2月の電波監理審議会で、2016年開始予定のBS4K・8K試験放送につきましてご審議いただきまして、NHKと次世代放送推進フォーラムに対して、試験放送の実施主体として認定を行ったところでございます。その後、この4月に次世代放送推進フォーラムがデジタル放送推進協会と統合されましたので、その概要について、ご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

お手元の資料の、まず1ページをご覧くださいと思います。

1ページが4K・8K推進のためのロードマップということで、関係者が共通の目標として定めましたロードマップでございます。昨年の7月に作られたものでございます。それによりますと、この2016年のところ、赤い点線の枠の部分でございますが、今年2月に、BSの2016年4K・8K試験放送につきまして、NHKと次世代放送推進フォーラムの認定を行ったところでございます。

2ページをご覧くださいと思います。その際の認定の概要についてでございます。

申請の概要ですが、表の左側の次世代放送推進フォーラム、右側のNHKに対して、それぞれ審査を行い、今年2月17日開催の電波監理審議会に諮問いたしました。BS17チャンネルを、両者が時間を分割して放送を行う形になっておりまして、業務開始の予定期日は、表の一番下でございますが、次世代放送推進フォーラムは、平成28年の12月1日、NHKは平成28年の8月1日からということで、申請が行われました。こういった申請に対して、電波監理審議会の答申を踏まえて、2月17日に、一般社団法人次世代放送推進フ

フォーラム及び日本放送協会に対し申請のとおり認定を行ったところでございます。

3 ページをご覧くださいと思います。次世代放送推進フォーラムとデジタル放送推進協会の統合についてでございます。

次世代放送推進フォーラムは、4K・8Kなどの次世代放送サービスを推進する団体でございます。一方、デジタル放送推進協会は、これまで主に地デジ化の対策を担ってきた団体でございます。どちらも放送事業者やメーカーなどを会員としている団体となっております。

この両団体は、発展的に事業統合をして、統合後の新団体は、次世代放送推進フォーラムとデジタル放送推進協会の事業内容を全て引き継いだ上で、今年4月1日に発足いたしました。次世代放送推進フォーラムの4K・8K試験放送の業務の認定は、存続団体であるデジタル放送推進協会が統合前の時点で認定基幹放送事業者の地位の承継の認可を受けましたので、統合後につきましては、放送サービス高度化推進協会が試験放送の実施主体となったものでございます。

続いて、4 ページをご覧くださいと思います。

統合後の新団体である放送サービス高度化推進協会、略称A-PABと申しますが、この団体の概要についてでございます。

上の四角の中の2つ目の丸にございますとおり、放送サービス高度化推進協会は、デジタル放送推進協会及び次世代放送推進フォーラムの全ての事業内容を承継しております。

放送サービス高度化推進協会の理事長・副理事長については、(3)のとおり、理事長については旧デジタル放送推進協会の理事長、副理事長については旧次世代放送推進フォーラムの理事長、旧団体の理事長がそれぞれ就任をされております。

(4) は会員社の概要です。

(5) は主な業務です。主な業務の中の2つ目のポツのところで、BSによる4K・8K試験放送の実施が入っております。

右側の図は協会の組織図ということで、基本的に旧両団体の業務を全て引き継いで、新団体に統合され、発足しているところでございます。

5 ページは、旧両団体についての概要を参考としてつけております。

6 ページ以下は参照条文でございます。

ご説明、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

何もありませんか。

それでは、特にないようですので、本報告事項については、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成28年6月8日水曜日15時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。